

◎九月十二日

①御勝手向弥増(いやまし)難波…表Aは今中政権下での藩債の内訳を示したものの。当時の藩債総額は一〇〇万両といわれているが、それは藩札発行額等を加えたものと思われる。したがって、それらを除いた国元・大坂・江戸三所の負債総額は、約七二万両となる。また、表Bによれば、藩の収入は現米二五万石、支出は二六万三八〇〇石とされているが、これは、年寄上座今中大学が、家老

① ①A嘉永6年頃の広島藩債内訳

地域	借務	同金に換算(両)	地域別計(両)	(%)	
国元	米	8,778石	14,630	350,159	48.6
	金	16,098両	16,098		
	銀	19,165,890匁	319,431		
大坂	金	42,000両	42,000	309,363	43.0
	銀	16,041,820匁	267,363		
江戸	金	60,090両	60,090	60,265	8.4
	銀	10,558匁	175		
計			719,787	719,787	100.0

「芸藩志」巻3による。米の金への換算は嘉永6年の大坂における肥後米1石112匁7分~91匁7分を参考に1石100匁とし、藩債書の1両60匁替えによった。『広島県史』近世2

① ①B嘉永6年頃の広島藩財政の収支

費目	米(石)	同金に換算(両)	(%)	
収入	現米	250,000	416,666	100.0
支出	大坂借財払・江戸暮向	70,000	116,666	28.0
	銀札代	30,000	50,000	12.0
	国元暮向	30,000	50,000	12.0
	家中其外扶持方	120,000	200,000	48.0
	住居用賄	12,000	20,000	4.8
	姫君様御化粧料	1,800	3,000	0.7
	支出計	263,800	439,666	105.5
差引	-13,800	-23,000	-5.5	

「芸藩志」巻3による。換算は前表と同じ。『広島県史』近世2

②A広島藩侍士の格式と構成員

内訳	天保10年(1839)	文久2年(1862)	明治元年(1868)
長柄以上	62人	75人	100人
布衣以上	72人	107人	87人
役方	56人	41人	49人
馬持以上	11組	11組	5組
馬廻り	?	?	50人
300石以下			206人
御直支配	17人	18人	23人
御序の御前御用	16人	24人	39人
同上以下侍士の役方	349人	389人	291人
中小姓	4組	8組	5組
儒医組等	?	32人	228人
合計	572人+	686人+	1,179人

「官禄記」(天保10)、「芸藩有司録」(文久2)、「役人帳」(慶応4)による。

『広島県史』近世2

浅野甲斐の諮問によって見積もったもので、藩財政の実態からはきわめてかけはなれているといわれている。ともかく二つの表によれば、嘉永期広島藩の藩債約七二万両は広島藩収入の三・三倍に当たっている。そして、藩債の四八%を占める国元債務については借財払いが行われていないようであるが、それでも藩財政は五・五%の赤字となっており、したがって、このような事情の下では、目下の急務である軍備の充実などもきわめて十分なものとならざるを得なかったであろう。『広島県史』近世2

②長柄傘相成候輩…浅野家臣団は、家老を別にして一一組および留守居組に分かれ、それぞれ組頭の統率のもとで軍事に即応する編成となっていた。そして、最高位に三家老をおき、譜代の家柄を重んずる身分・格式を厳重に貫徹させ、外見上徒士(かち)以上が大小両刀を佩用していわゆる「二本差し」身分の象徴とした。家臣団を大別すれば侍士(さむらい)・徒士(歩行、かち)・足軽となり、また、それぞれ

の身分内には厳密な格式があつて身分の上下や序列を定めるなど重層的身分階層制がみられる。侍士は、長柄以上(行装に長柄傘の使用を許された者)、布衣(ほい)以上(礼式に布衣の着用を許され

た者、馬持以上（知行高三〇〇石以上）、御直支配（御側詰以上）、御序（おついで）の御前御用（御直支配に準ずる格式）、それ以下（知行高一〇〇石以上）に分かれていた。なお、侍士のうち少禄の者には切米取も少なくなかった。六等に分けられた侍士の格式は、藩主との関係や日常生活において厳しく区別された。

『広島県史』近世1

- 長柄以上は家老・年寄・番頭・寄合・旗奉行・用人・大小姓組頭・騎馬弓筒頭・中小姓頭・大目付間などで、行装として長柄傘の使用が許されます。
- 布衣以上は留守居・先手者頭・町奉行・舟奉行・勘定奉行・普請奉行・持弓筒頭・歩行頭などで、礼式時の布衣着用、藩外での長柄傘使用が許されます。
- 馬持以上（知行300石以上）は馬を飼い、槍奴を従えました。
- 御直支配（御前御用）は御側詰などで、藩主が口頭で任命する格式です。
- 御序の御前御用は蔵奉行・銀奉行・武具奉行などで、御前御用に準ず。

広島藩家臣の「先祖調べ」家系図作成から「先祖探しの専門サイト



- *広島藩士侍士の格式は複雑で、「先祖調べ」のサイトが説明するように、格式と役職が符合するのは疑問（人材登用などに当たり家禄と役職との間に矛盾）
- ③馬繫：文久三年になると、広島藩では軍制改革が進み、東城浅野家でも西洋式訓練が行われるようになると、御家司・用人は馬を持つように命じられる。
- （文久三年五月十日）「御家司・用人共当場合馬一匹ツ、繫候様被仰出、右二付馬代も金拾両迄者無利五ヶ年賦二而御貸被下、且馬飼料、御用馬壹匹之飼料半方丈御仕向被下候との義被仰出也、仍而御馬者只今七匹之処五匹二御減二相成、式匹御放之御飼料口半方ツ、四家へ御仕向被下候御趣意也

◎九月十三日

④山下太八郎：山下家は広島藩の目置（へき）流弓術師範家。「村上家乗」には、「太八郎」と「多八郎」の両方出てくる。安政五年八月六日死去。

○（弘化三年九月廿七日頭書）
一 知行高百四拾石
善兵衛跡目

山下太八郎殿

右伝来之射術父善兵衛通り弥以心掛精出候様被仰出

○（安政五年八月九日）山下太（多）八郎先生去ル六日夜方大霍乱二而、昨夕物故被致候由、此人者豪酒家二而、行状者可論人二候へ共、家芸之射術者至而宜敷指南方も功者二有之処可惜事也、三十八歳二被成候由

◎九月十五日

⑤夏年頭御礼：藩主が参勤交代から帰国する年は、帰国後に家中が順次総登城して帳付けする。

○（文化六年五月廿一日）今日殿

様御帰城之歎御登城被遊候事

○（頭書）「廿二日と夏年頭御礼被為受候事

*嘉永元年暮れ、広島藩では、それ以前と比べても大変厳しい儉約令を発し、廃止した。

嘉永二年の正月は大儉中なるに依り、御家老以下諸士ともに年頭の互礼を廃止し、御家老の門前は、表門以外には門松を立てず、御年寄以下は、門飾りを廃し、門松を立てず、代ゆるに差松のみを以てし、町家一般には門松を立てず、唯正月の輪飾りのみを懸けて、年頭の印となし、年始の互礼を廃止し、町御奉行所の嘉日祝儀も一切停止せられたれば、市中寂寞（じゃくぼく）、殊に暁来雨降り、街路の行客極めて稀なりしと云ふ、二月七日は初午に当り、城内三之御丸稻荷社にて、例祭だけは行はれたれど、大儉中につき、御家中并に町新開の者どもの

長柄傘A



長柄傘（身分の高い人に差し掛ける傘を備える者。大名行列では畳み、覆いがかけられていました。酒井家は家格の高い爪折長傘を用いました。）（大名行列の隊列と衣装本陣 | 姫路大名行列 | 姫路市）

代官の赴任と検地・検地用具



拜礼を停止し、四月五日には、諸侯并に幕吏の送迎、其他領外出張の節たりとも、藩士の着服は一切綿服に限るべしと令し、閏四月には、大俵中は夏年頭の賀令を廢し、二・四・六・十・十一・十二月のみ、朔日賀礼を行ふべき旨を令し、六月には例年の国主祭を全廢し、十二月には明年より御城内の年頭松飾并に節分の格挿方を省略し、年頭の御鉄砲放初式・御弓射初式を廢止し、御馬乗初式も八丁馬場に於て行ふことを止め、略式に依り、城中御対面所前の馬場に於て行はるべき旨を令せり(後略)

『広島市史』第三卷(大正年)

⑥佐々木久左衛門…広島藩士。安政五年(一八五八)使番、文久三年(一八六三)新組頭、嘉永六年一月大五郎家督、「役人帖」では馬廻組(片岡大記当支配)、三五〇石。弘化五年(一八四八)尾道町奉行、郡廻り、嘉永元年(一八四八)勘定奉行。

⑦森三太郎…広島藩士。助左衛門倅。文化十三年(一八一六)勘定所吟味役、文政六年(一八二三)奥小姓次席、文政七年奥詰。

⑧森幾太郎…広島藩士。嘉永七年「官祿帖」では御番頭受引組頭(寺西匠作受引)、一一五石。明治元年五月「役人帖」では馬廻組(野村帯刀組)、一一五石。

⑨加藤万次郎…広島藩士。弘化三年(一八四六)奥詰、弘化四年奥小姓。

以上、高橋新一編『芸藩輯要』人名索引」など

◎九月十六日

⑩備押…甲州流軍学の歩兵訓練稽古?

陣大鼓は、陣中で土気の昂揚と進退駆引、命令の示達、合図・信号の透徹のために打ち鳴らす大鼓。(中略)陣大鼓には、出撃の攻(せめ)大鼓、喊声をあげる鬨(とき)の大鼓、敵陣に突入する懸(かかり)大鼓、部隊を再編成する備(そなえ)大鼓、歩兵の一鼓六足に進む行軍の押(おし)大鼓、陣触を周知させる触大鼓など、時代の下降とともに大鼓の構造・打ち方に各種を生じた。

『陣大鼓』(吉川弘文館『国史大辞典』)

⑪井上市太郎…家老三原浅野家士。用人役。

◎九月十七日

⑫福山直衛…家老三田家士。安政三年十月用人から組頭。万延二年(一八六一)

二月御役御免、組頭格、文久二年九月隠居。

⑬貞玄童女…村上家四代勇藏(常称廟)と、こよ(信楽廟)が、文化元年(一八

〇四)九月十七日に流産(早産)で亡くした娘。

〇(文化元年九月十七日)「帰候処、家小気分悪敷、閉塞之気味有之候得共、はや開候由二而平臥也、前庵を招き治を乞、追々懸り合候而宜、しかし小産二とも可相成哉と前庵申し候故、則尊母を招也、滞もなく又前庵来、薬を投する、弥よろしく、臨月者極月也、〇月七ヶ月也、有形体、女子也

『家乗』卷之二十八(文化元年秋)

◎九月廿日

⑭おさよ…森岡万之進の二女。嘉永三年九月十八日生。

⑮紐放…童子がこれまで着けていた紐のある衣服を脱ぎ、はじめて帯を用いる祝儀。年祝いの一つで、帯直、紐解、紐落、紐直ともいった。室町時代にも祝つたが、男女とも九歳までに行なつた。江戸時代に入つて七歳女兒の儀式に固定した。はじめ十一月の吉日を選んだが、これも十五日を定日とした。当日は名望あり子孫繁盛の夫婦を祝い親に頼む。童子を吉方に向けて立たせ、付紐のない新衣を着せ、帯を結ぶ。男児には親方の男、女兒にはその女が帯の役を勤めた。終つて産土神に詣り、式三献の祝宴を催した。この祝儀は、同じ日の五歳男児の袴着、三歳男女兒の髪置と組み合わされ、七五三の祝いとしてしられるようになった。そのはじめは江戸の習俗で、家庭の祝儀に社参を伴つた。(後略)

『国史大辞典』(吉川弘文館)

〇(文化十三年十二月朔日)今日吉辰二付幾太郎髪置ヲ祝ふ、始而四ツ身之衣ヲ着、神拜、廟拜、夫々由良氏之稲荷社へ参詣、藤川氏へ参祖母君之白髪ヲ被賜、長束市郎右衛門方へも格別ニ被愛候故寄ル(幾太郎は文化十一年六月十六日生)〇(文政六年十一月十日頭書)「十日、於雪殿御結初、於谷殿御紐放、於閑殿御髪置、右御祝被為在、信濃様御出、盲女被為召、殊外御賑々敷御坐候由

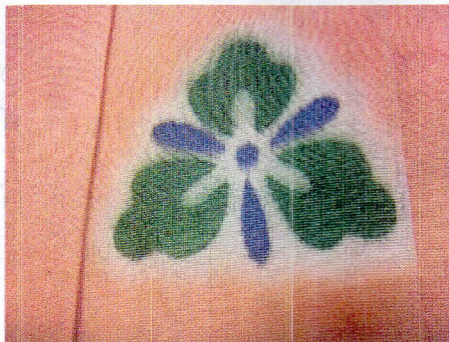
〇(嘉永六年十一月十五日)今日就吉辰幾三郎髪置を祝遣ス、慈君之白髪を為戴、始而四ツ身之着物を着ス、当時之事故真之家内限内祝致し遣、森岡・辻・木野等を初、一円噂も不及候也 (幾三郎は嘉永四年七月十四日生)

U113. 3.4 藍色

22(A) 広島城三之丸御花畠関係年表

年月日	事項
宝永元年 (1704)	御花畠御屋敷 (侍屋敷) を浅野大学へ下さる
宝永6年 (1709)	浅野大学出府、跡は明屋敷に成る。その後御連枝浅野刑部・同内記・同主殿を差し置く。
正徳2年 (1712) 11月	白島松原邸の射場を廃し、城中藩主の花圃に移す、射場は初め花圃にあり、中間これを白島に移し、また旧地に復す
正徳5年 (1715)	新たに尾長村東南矢賀村境に弓銃の射的場を設け、城内花畠射的場をも修理し、更に薙 49 枚を敷く
享保11年 (1726)	御花畠御屋敷へ浅野弥吉を差し置く
享保17年 (1732) 8月13日	御花畠と田中屋敷を勘定奉行の所管とする
元文2年 (1737)	御花畠屋敷のうち御武具方厘米方割場等の役所に成る。その余は御多門に成る、翌年その新御多門7軒を御歩行組へ下さる

『広島市史』第2巻 (1922)、『史跡広島城跡資料集成』 (広島市教育委員会社会教育部管理課編、広島市発行、1989年)



板縮 (公益社団法人 京都染織文化協会/染織技術アーカイブ ◆板縮め)

19 徳了寺：奴可郡東城町の浄土真宗本願寺派寺院。
20 遙拝：遠く隔たった所から、神仏などをほるかに拝むこと。

⑩ 誓円廟：村上家二代甚兵衛。文久元年 (一八六一) 秋に院号を追贈され、法名は普照院釈実道誓円居士となった。宝暦四年 (一七五四) 九月二十二日死去。
⑪ 受安廟：村上家二代甚兵衛室。文久元年 (一八六一) 秋に院号を追贈され、法名は普観院釈受安妙喜大姉となった。明和四年 (一七六七) 十一月二十一日死去。

染め、板縮絞りなどの総称。

『日本国語大辞典』(小学館)

◎ 九月廿二日

○ (文久元年正月廿三日) 今日就吉辰千代雄 榎袴着初、白神社江為参也、朝巳鼓前森岡万之 進来、同道二而参與る也
(千代雄榎は安政四年閏五月二十六日生) * 「村上家乗」では、女兒は髪置、紐放、結初、男子は髪置、袴着。
⑩ 板 (板縮)：染色法の一つ。板の片面あるいは両面に同じ模様を彫り、それを二枚以上重ねて、その間に縮緬、その他絹物などの布を堅くはさんで染め抜く方法。また、その染めたもの。夾纈(きょうけち)、板縮

◎ 九月廿三日

⑪ 喧鬧(けんてん)：かまびすしいこと。やかましくさわぎたてること。

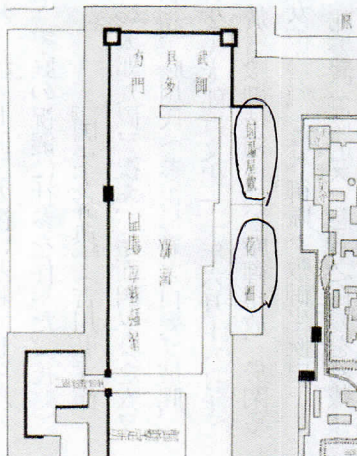
⑫ 御花畠射場：広島城三之丸の「御花畠」は寛永絵図にすでに見えるが、実際にはどのような花が植えられていたかは不明。中には屋敷があり、近世中期頃までは、家中のうち浅野家の近親者が住居した。また、射場が設けられ、元文二年以降は、御武具方厘米方割場等の役所や御多門となった。(年表参照)

* 「御花畠」という地名は、各地の城内や城下に多い。

・ 江戸：江戸城内には「御花畠(おはなばたけ)」と呼ばれる花園が存在し、様々な花々が栽培されていたと伝えられています。
・ 江戸図屏風と御花畠 花を愛でる3人の徳川将軍(家康・秀忠・家光)

・ 熊本：江戸時代に現在の熊本市中央区花畑町に、加藤氏・細川氏の大名屋敷があり、史料には「御花畠」として見える。都市化が進んだ現在、屋敷南西部にあった庭園築山の一部が緑地として残り、「花畑公園」として市民に緑陰を提供している。(ウイキペディア)

・ 岡山：岡山藩初代藩主池田光政が、寛永十八年(一八四二)、岡山城下の花畠(現岡山市中区網浜)に花畠教場を建て、儒学者の熊沢蕃山らを招き、家臣に陽明学を講じた。これが日本最初の藩校とされている。(ウイキペディア)



「広島城城郭内全城図(1800年頃)」(『新修広島市史』第五巻絵図)

八田さん「令和七年四月例会資料(三月分後追い)」萬津箱
右武具役所出勤時や午後遅くに退勤の時昼食はどうしたのでしょうか? ネットでは弁当持参説が多いですが、家乗で弁当の話は出て来ませんね!!
◎ (文化十三年閏八月十六日頭書)

- お弁当支給に関する記事あり
- 席触
 - 諸向弁当取人渡り
 - 来、左之通
 - 五月朔日方
 - 八月晦日迄 朝夕二度
 - 九月朔日方
 - 四月晦日迄 朝壹度
 - 閏月十六日

令和七年六月例会資料（五月分後追い）

家乗嘉永六年 九月二日〜九月十二日途中

一、先月の解説文活字読みの確認点 なし

二、指摘・意見・質問・他

○九月十一日（今日の範囲ですが）

P107・15行目『艱難』

艱難（かんなん）悩み。難義。

（角川漢和辞典）

P108・6行目『勘弁』

勘弁（かんべん）考えをきまえること。よく考える事

（明解古語辞典）

P108・3行目『廉立』

廉立（かどたつ）①かどばつていて、なめらかでない。かどがたつ。②わざとらしくなる。改まつている。③人の目をひく。人の注意をひく。

（日本国語大辞典）

P108・12行目『放勝』

はなちがち・ほうりがちとかく放つておく傾向がある…でしょうか？

P108・14行目『往々』

往々（おうおう）おりおり。まま。時々。

（角川漢和辞典）

P111・8行目『御沙汰の品』

品（しな）①階段・・・等級・種類・地位・品格・体裁・・・⑦事柄。

⑧事態。状態。⑦⑧くらいの意味でしょうか？（明解古語辞典）

三、報告・お知らせ

◇ 次例会は、七月五日（第1土曜日）午後一時半からです。

当日の会場当番は、A3班及びB4班です。

八月は例年の通り夏休みとします。

九月例会は、九月六日（第1土曜日）

十月例会は、十月十八日（第3土曜日）

十一月例会は、十一月十五日（第3土曜日）です。

◇ 来月は席移動月です。席移動をお願いします。班単位で前月より1つ宛前にお進み下さい。一番前の班は最後列へお廻りください。

***** 萬津箱 *****（余談です）*****

篤姫

九月十日 周東町高森 相川本陣泊

九月十一日 錦帯橋に立ち寄り、渡る。大竹玖波本陣（洪量館）泊

篤姫「橋を渡りたい」 役人「破損箇所があるのでお断りします。船で見学できます」 篤姫「香彬の時には許可したではないですか」

役人「藩に相談します」 篤姫は返事が来る前に渡ってしまったようです。

（端ではなく、真ん中を渡ったのでしょうか？）

九月十二日（家乗）今日当町御止宿被成候由、

（何処に止まったのでしょうか？）

これ以後県内の止宿地は分かりません。

九月十七日 備中矢掛本陣石井家泊

玖波から矢掛迄約160kmを6日掛かっています。一日

25〜30km進んだようです。

出発時人数259人の行列が鹿児島↓江戸を62日

薩摩藩の参勤は、全藩で最も遠方に位置する江戸まで4

40里（約1700km）の旅程を、1880人程の行列

で一日30〜40km、40〜60日で歩いたそうだから、篤姫の東行は当時としてはユックリ目だったのでは

よう。（ユックリでも私には無理です。）

篤姫はやはり 駕籠でしょうか？ 二か月間駕籠もきついでですね。

西国街道の安芸・加茂郡境大山峠付近には代官おろし跡

と云う所があるそうで、駕籠で巡遊する代官もここでは

歩いたという急坂であったようです。篤姫も難所では歩

いたのでしょうか？

『岩邑年代記』嘉永6年9月11日

一 同十一日、薩州姫君様、昨夜高森泊にて、今日大橋

御廻り。児玉屋へ御小休。今晚久波御泊の由。横山乗越

え鉄砲頭中村静衛、錦見乗越え町奉行今田七右衛門手子

藤村十兵衛、御案内御使者有之候に付、御客屋へ御使内

坂左門。

但、御同勢沢山。此度、公儀えお興入と申評判。

（岩国市 錦帯橋課）

